

岩手県告示第612号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、地域森林計画をたてたいので、次のとおり公告する。

令和4年11月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 森林計画区の名称 北上川中流森林計画区（花巻市一円、北上市一円、遠野市一円、一関市一円、奥州市一円、和賀郡一円、胆沢郡一円及び西磐井郡一円）
- 2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間
 - (1) 場所 岩手県農林水産部森林整備課並びに県南広域振興局の農政部農林振興センター及び林務部
 - (2) 期間 令和4年11月1日から同年12月1日まで